



質 疑 應 答

▽ 道路行政に關係ある法律
命令、訓令、通牒等苟くも
道路行政に當る人々の知
らざるべからざることは
凡て本欄に於て紹介す

▽ 道路行政に關し生じたる
疑問は本欄に於て回答す
るを以て會員諸氏は隔意
なく質問あらん事を望む

問 貨取渡船に汽船を使用する場合通行稅法第一條に依る通行稅を課せらるゝことは已むを得ざるや、又通行稅は無償利用の場合に於ても課せらるゝものなりや。(山口生)

答 通行稅は汽車、電車、又は汽船の乗客に對し其の利用行為に依り利用者の擔稅力の存在を推定して課する所の一種の消費稅である、通行稅法第一條に依れば一見其の利用が有償だると無償だると又利用せられる汽車、電車又は汽船が營業として經營せられてゐる場合たると否とを問はざるものゝ如く見える、けれども同法第四條を見れば「通行稅ハ汽車、電

車又ハ汽船營業者乗船貨物ヲ領收スルトキ之ヲ徵收スヘシ」とあり無償利用の場合に於ては之を徵收する方法がないことなる、又かくの如く單に徵稅技術上の觀察のみに止らず無償利用の場合に於ては利用者が擔稅力を有すといふ推定を下すことは出來ないから當然有償利の場合に限り通行稅を課すべきであると解しなければならぬ。更に又同法第四條に營業者云々といひ其他同法全體の規定より考ふるに汽車、電車又は汽船が營業として經營せられてゐる場合に限り通行稅を徵收すべきであつて假令有償であつても營業として經營してゐるにあらずして道路法に基く貨取渡船の如く單に元資銷却主義に基いて經營して居るに過ぎない場合に於ては通行稅を課せざるものと解すべきである。しかしそに對しては通行稅は汽車、電車又は汽船を利用する行爲に依つて擔稅力の存在を推定して稅を課するのであるから苟くも有償なる場合には凡て課稅すべく第四條等に營業者とあるは只經營者といふと同義であるといふ反對論がある、けれどもかかる論は營業といふものと元資銷却主義に基く經營との間の區別を明確に認識せざるものであり無償通行を原則とする道路交通に於て例外として認められてゐる貨取渡船の性質を解せざるものであつて私は之に賛成することは出來ない、尙同法に汽船といふ

のは蒸氣船のことをいふのであつて現在實際の稅務行政上に於てもガソリン又は石油發動機による船舶は包含せしめてゐないといふことを附言しておく。(田中省吾)

高知縣 土 井 原 生

問 渡船設備たる橋橋を渡船の發着及一般交通を妨げざる限度に於て占用權を設定し依て近海船舶の碇繫を爲さしめ之に對し橋橋使用料を徵することを得るや(山口生)

答 占用を許可し占用料を徵收して然るべきものである。
(田中省吾)

△北海道質疑生に答ふ

橋梁の荷重に關しては本誌第六卷第六號(大正十二年六月一日發行)に就て承知せられたり尙詳細の技術に付きては疑點を詳記し再應質問あらんことを望む
(係り)

道路費を削る議員のなきまでに

進みし御代ぞ廻しかりける

自動車を國營にすとさけぶ世に

いかで眠らむ道路改良

道路熱低きやからは乞食して

先進國の道を見て來よ

勵業の奨励のみをさけびつゝ

道路思はぬ治者もある世か